

杜の都・仙台のきれいな空気と水と緑を守るための指導方針

平成 29 年 12 月 1 日
仙 台 市

「杜の都・仙台」は、豊かな緑や広瀬川の清流など美しい自然に恵まれ、その素晴らしい環境を、先人の時代よりこの地に住まう人々が大切に守り育んできた。

しかしながら、昨今、仙台港周辺において石炭火力発電所の建設が相次ぎ、動植物の重要な生息・生育地である蒲生干潟を含め、周辺環境への影響を懸念する声が上がっている。

「杜の都・仙台」の良好な環境を保全し将来へと継承することは、本市の重要な責務であり、石炭火力発電所に対する姿勢を明確に示すため、ここに「杜の都・仙台のきれいな空気と水と緑を守るための指導方針」を策定する。

本市は、市民協働の下、当該方針を的確に運用し、低炭素型で自然と共生する良好な都市環境を後世に向けて守り抜いていく。

1 対象となる事業

石炭火力発電所

2 対象となる区域

市内全域

3 指導方針

(1) 本市域内へのさらなる石炭火力発電所の立地については、自粛するよう強く求める。

(2) 仮に本市域内への立地を検討する場合には、以下の手続きを踏むよう強く求める。

- ① ゼロ・オプションを含めた複数の計画案を作成し、それぞれの環境影響について予測・評価すること。
- ② ①について公表するとともに、説明会の開催や市民等からの意見聴取を行うこと。
- ③ ①及び②の結果について、環境影響評価審査会に報告し、意見を聴くこと。

市長は、上記の手続きの結果を踏まえ、当該石炭火力発電所の立地に関し、必要な意見を述べる。